

美術館文化観光推進事業 杉浦非水オリジナルミュージアムグッズ開発委託業務 企画提案公募 実施要領

本要領は、愛媛県美術館（以下「美術館」という。）において杉浦非水オリジナルミュージアムグッズ開発業務を委託実施するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

杉浦非水オリジナルミュージアムグッズ開発業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年3月11日（火）まで

(3) 委託料上限額

2,288,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 委託業務の内容

令和5年9月1日に国の認定を受けた「愛媛県美術館を中核とする文化観光推進拠点計画」に基づき、美術館ならではの魅力的な購買体験の促進を図るため、コレクションを代表する作家である杉浦非水の作品を題材としたオリジナルミュージアムグッズの開発を行い、美術館ミュージアムショップ等で販売を行う。（詳細は、別添「杉浦非水オリジナルミュージアムグッズ開発委託業務仕様書」のとおり。）

2 企画提案公募の参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者に企画提案公募への参加を認める。

- (1) 本業務の遂行にあたり、十分な能力を有すること。
- (2) 令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録されていること（もしくは、契約締結時まで登録が予定されていること）。

登録申請手続きを行っていない事業者は、早急に手続きを行ってください。（申請書の提出後、審査の時間が必要となります。また、申請書類の準備のほか、申請に不備がある場合には書類の追加提出等で時間を要することとなりますので、直ちに手続きを始められることをお勧めします。

県ホームページでも申請方法をご案内しています。

○【物品・役務等】令和5～7年度競争入札参加資格審査申請（変更手続きを含む）について

⇒ <https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/40001.html>

- (3) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。

- (4) 企画提案書の受付期間内において、愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者でないこと。
- (8) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者でないこと。

3 実施要領の配布

(1) 配布方法

実施要領は、愛媛県ホームページの「入札情報」及び美術館ホームページに掲載するほか、下記12において配布する。

(2) 配布期間

令和6年6月28日（金）まで

なお、手渡しは休館日を除く午前9時40分から午後6時まで

4 参加申込み

(1) 提出書類

①「企画提案公募参加表明書」【様式1】

②「事業者概要及び業務実施に関する実績表」【様式2】

・過去の業務に関する資料を添付すること。

(2) 提出先及び提出期限等

ア 提出先

下記12の場所

イ 提出期限

令和6年6月28日（金）午後6時

なお、持参する場合は、休館日を除く午前9時40分から午後6時までとする。

ウ 提出方法

持参又は郵送（期限必着）

(3) 企画提案参加の可否の通知

令和6年7月4日（木）までに参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

(4) 参加辞退

参加申込書提出後に参加辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

5 企画提案公募等に関する質問

(1) 受付期間 令和6年5月31日（金）～6月14日（金）午後4時

(2) 提出方法

電子メールにて提出すること。その際には「企画提案公募等に関する質問票」【様式3】を使用すること。

(3) 送信先アドレス

下記12記載のとおり

(4) 回答方法

電子メールで回答する。なお、上記4で参加申し込みのあった他の者にすべて同じ内容の回答を送付する。

(5) 回答予定日

令和6年6月18日（火）

(6) その他

上記（1）の受付期間以外の質問は、原則回答しない。

6 企画提案書

(1) 企画提案書及び関係資料の提出

別紙「杉浦非水オリジナルミュージアムグッズ開発委託業務仕様書」により、企画提案書、見積書を作成すること。

なお、企画提案書の表紙には、宛名「愛媛県美術館長」、タイトル「杉浦非水オリジナルミュージアムグッズ開発委託業務」、提出年月日及び事業者名（正本のみ押印）を記載すること。

企画提案書の内容の様式は定めないが、以下の内容を盛り込むこと。

- ・商品名
- ・商品及びデザインのコンセプト
 - ※商品の購入が美術館での鑑賞体験とどの様に結びつくか、購入による美術館への効果を端的に記載すること。
- ・商品の仕様（サイズ、材質等）、デザイン（本体、パッケージ等）
 - ※商品イメージが分かる画像を1商品につき1点作成し、添付すること。
- ・コラボレーション予定の企業名または予定する業種等
- ・ターゲット

- ・作成数量、作成単価及び想定販売単価
- ・美術館ショップ以外の想定販路（可能な場合）
- ・その他アピールポイント
- ・業務行程表
- ・本事業を遂行する業務体制

(2) 提出部数

企画提案書及び関係資料 6部（うち正本1部）、見積書 1部

(3) 提出期限

令和6年8月2日（金）午後6時まで（必着）

(4) 提出先

下記12の場所

(5) 注意事項

- ・見積書の宛先は「愛媛県美術館長」と記載すること。
- ・提案を取り下げる場合は、取下げ願い書【様式4】に記名押印の上、上記（4）に提出すること。
- ・提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合にも、同様に取下げ願い書【様式4】を担当窓口へ提出すること。
- ・提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。
- ・提案書の再提出は、上記（3）の提出期限内に限り認める。ただし、提案書の部分的な差し替えは認めない。
- ・郵送で提出する場合は、受付期間内に必着するものとし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

7 審査

- ・審査は企画提案書をもとに、選定委員会を設置し、書面審査を行い、最も優れた提案として評価した上位1者を業務受託候補者として選定する。なお、審査にあたっては、必要に応じてプレゼンテーションを設ける場合がある。
- ・提案者が1者のみの場合であっても企画提案等の審査を行い、審査の結果において評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該提案者を業務受託候補者とする。

8 審査結果

選定委員会における審査を経て、文書で企画提案公募参加事業者へ通知する。なお、通知日は令和6年8月下旬（予定）とする。

9 契約

(1) 契約の締結

審査の結果、最も優れた提案として評価した業務受託候補者と、提出された企画提案書をもとに協議を行い、協議が整った場合に、業務委託契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、業務受託候補者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じることとする。

(3) 契約保証金

契約保証金として、愛媛県会計規則第 152 条の規定により契約金額に 10 分の 1 以上を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第 154 条の規定に該当する場合、契約保証金は免除する。

10 公正なプロポーザルの確保

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

(3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 その他

(1) 資料作成及びこれに係る付帯作業の経費等は提案者の負担とする。

(2) 審査の採点結果及び選定理由は公表しない。

12 問合せ先・提出先

愛媛県美術館学芸課 長井、喜安

住所：〒790-0007 愛媛県松山市堀之内

電話：089-932-0010

FAX：089-932-0511

メール：bijyutukan@pref.ehime.lg.jp